

出生届

令和〇年〇月〇日届出

在パース日本国大使館総領事殿

受理令和年 月 日
第 号

送付令和年 月 日
第 号

書類調査戸籍記載記載調査調査票附票住民票通知

公館印

生まれた子	(よみかた)	にほん氏 たろう名		父母との 続き柄	□嫡出子 (長男) ☑嫡出でない子 (長女)		
	生まれたとき	令和 年 月 日			☑午前 2 時 30 分 □午後		
	生まれたところ	オーストラリア連邦 西オーストラリア州 〇〇〇市(郡) 〇〇〇〇区 〇〇ストリート 〇〇 番地 番 号					
	住所	オーストラリア連邦 西オーストラリア州 〇〇〇市(郡) 〇〇〇〇区 〇〇ストリート 〇〇 番地 番 号					
生まれた子の父と母	父母の氏名 (生年月日 子が生まれたとき の年齢)	父		母 日本 花子			
		年 月 日 (満 歳)		平成〇〇年 〇月 〇日 (満〇〇歳)			
	本籍及び 国籍	東京都 千代田区 霞が関 2丁目 2 番地 番					
		筆頭者の氏名 日本 一郎		父の国籍		母の国籍 日本	
	同居を始めたとき	年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)					
	子が生まれたとき の世帯の おもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☒ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯					
父 母 の 職 業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください) 父の職業 母の職業						
その他	日本国籍を留保する		署 名 日本 花子				
	母はオーストラリアの永住権を有しているので、出生子は出生によりオーストラリア国籍を取得する。 母につき東京都千代田区霞ヶ関2丁目2番地に新戸籍を編製し、子が入籍する。						
届出人	☐ 父 ☒ 1. 母 ☐ 2. 法定代理人() ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長						
	住 所	オーストラリア連邦西オーストラリア州〇〇〇市(郡)〇〇〇〇区〇〇ストリート 〇〇 番地 番 号					
	本 籍	東京都 千代田区 霞が関 2丁目 2 番地 番		筆頭者の氏名 日本 一郎			
	署 名	日本 花子 平成〇〇年 〇 月 〇 日生					

事件簿番号

(届出人の連絡先及び電話番号 電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇、携帯〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇)

- 記入上の注意【出生届】
- 届出書はすべて日本語（漢字、ひらがな、カタカナ）で書いてください。また、鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。
- 1 子の氏名

(1) 届書に記載するお子さんの氏は、子が記載される戸籍の筆頭者の氏を書いてください。
(2) 届書に記載するお子さんの名は、記載された名がそのまま戸籍に記載されるため大変重要です。間違った名で登録されることを防ぐため、楷書体で丁寧に書いてください。
子の名に用いることのできる文字及び字体は、常用平易なものでなければならないとして、法律で定められています。子に命名できる漢字（<http://moj.go.jp/MINJI/minji86.html>）を必ずご確認ください。
なお、出生登録の際にミドルネーム等を設けた場合であっても、ファーストネームとミドルネームの間に「ハイフン（-）」や「なかてん（・）」等を使用することは出来ず、名を一語として届け出なければなりません。
- 2 父母との続き柄

生まれたお子さんの父母が結婚している場合には「嫡出子」、De Facto（事実婚）など、合法的に結婚していない場合には「嫡出でない子」に☑をし、続いて「長、二、三」と書き最後に該当する性別に☑してください。
- 3 生まれたとき（時間）

12時間制で書いてください。夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」となります。
- 4 生まれたところ

生まれたときとともに戸籍に記載されますので、病院の住所を国名から番地まで書いてください。ただし、病院名まで書く必要はありません。不明な方はお問い合わせください。
- 5 住所

(1) 住所は、「オーストラリア連邦西オーストラリア州」に続けて「市、郡、町名」「サバーク(Suburb)名」「ストリート名」「番地」「ユニット番号」の順に書いてください。戸籍への記載は英語表記ではなく、日本語表記となります。
(2) 世帯主の氏名は、氏、名の順で書いてください。世帯主がお子様の父、母の場合は、続き柄は「子」と書いてください。
- 6 外国人の氏名

外国人の氏名は、「氏」「名」の順序により、原則カタカナで書いてください。「氏」あるいは「名」が、複数の単語からなる場合でも、「ハイフン（-）」や「なかてん（・）」等を使用することは出来ません。「名」が複数ある場合には、「ファーストネーム」「ミドル（セカンド）ネーム」の順序で書いてください。
- 7 生年月日

日本人は和暦(昭和や平成)で、外国人は西暦で書いてください。
- 8 本籍

(1) 本籍地は、都道府県名から番地まですべて書いてください。特に番地は、「1-2-3」の様に省略せず、「1丁目2番地3」のように戸籍に書かれている通りに書いてください。
(2) 筆頭者は、戸籍の最初に記載されている人の氏名を書いてください。
- 9 父母の国籍

重国籍の方はすべての国籍を書いてください。婚姻の届けを出された後（現在、戸籍に記載されている国籍と異なる場合）、国籍に異動がある場合は、別途、届出が必要となります。
- 10 同居を始めたとき

和暦(昭和や平成)で書いてください。
- 11 子が生まれたときの世帯の主な仕事と父母の職業

該当する項目に☑をしてください。父母の職業は国勢調査の年のみ書いてください。
- 12 国籍留保

(1) お子さんが出生や血統により日本以外の国籍を取得した場合は、日本国籍を留保するに署名してください。なお、外国人の方が外国語表記で署名する場合は、読み方をカタカナで併記してください。
(2) 印鑑がない場合には、右手の親指で拇印してください。外国人の方は、押印の必要はありません。
- 13 その他

記載内容が不明な方はお問い合わせください。
- 14 届出人

(1) 届出人が外国人の場合は、本籍地欄には国籍を書いてください。筆頭者の氏名は書く必要はありません。
(2) 届出人署名は、楷書体で丁寧に書いてください。外国人の方が外国語表記で署名する場合は、読み方をカタカナで併記してください。
(3) 印鑑がない場合には、右手の親指で拇印してください。外国人の方は、押印の必要はありません。